

令和7年度 会計年度任用職員欠員代替等登録要項（教育電話相談員）

項 目	内 容
職 名	教育電話相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日までの範囲内で欠員等が生じた期間 ※ 任用期間は欠員等の状況により異なります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。 ※ 欠員等の期間を限度とする代替等の任用のため、欠員等の理由となった対象職員が予定より早く復帰等する場合は、その時点で任用期間満了となります。 ※ 欠員等の期間が延長される場合は、同一会計年度内に限りあらかじめ定めた任用期間を更新する可能性があります。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) 幼児・児童・生徒の教育上の問題に関する電話相談対応 (2) 高校の進級、進路、入学、転編入学等に関する相談及び情報提供 (3) 青少年リスタートプレイス事業に関すること。 (4) 相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 (5) その他、上司から指示を受けた業務
応募資格	次の(1)から(6)までのいずれかの要件を満たし、かつ、(7)から(10)までの全ての要件を満たす者 (1) 令和7年8月末日において、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有しているか、これらの資格の登録手続き中の者で、令和7年度中は当該資格を保持している者 (2) 令和7年8月末日において、教育又は児童福祉の分野で、週3日以上かつ1年以上の電話相談又は来所相談（通算）の経験を有する者 (3) 国公立学校における教育管理職経験者又は国公立学校の教育職員で教育相談の経験を有する者 (4) 大学において心理学又は心理学周辺領域（教育学、社会福祉学等）を主として専攻し、卒業した者で、学外で教育相談の経験（週1日以上、ただし実習・無償ボランティアを除く。）が1年以上ある者 (5) 大学院において、心理学又は心理学周辺領域（教育学、社会福祉学等）を主として専攻し、修了した者 (6) その他、東京都教育相談センター所長が、上記(1)から(5)までの資格・経験と同等の資格・経験があると認める者 (7) 事務処理（Word、Excel等のパソコン操作を含む。）について、一定程度の能力を有する者 (8) 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者 (9) 心身共に健康で、意欲を持って職務を遂行できる者 (10) 勤務可能な曜日が平日に概ね4以上ある者で、不規則勤務が可能な者
勤務日数	月16日

勤務時間	1日7時間45分(休憩時間1時間あり)とし、平日及び土日祝日の勤務とします。また、勤務可能な曜日が平日に概ね4以上あることが必要です。 ①から③までの交替制勤務とします。 ①平日A勤8:30～17:15 ②平日D勤12:30～21:15 ③土日祝日A勤8:30～17:15 都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、勤務時間は任期を通じて1週間当たり31時間以内とします。 原則、超過勤務はありませんが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合があります。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与します。
報酬	月額 201,600円 ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給します。 ※ 通勤手当相当額を別途支給します(支給限度額があります。) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入します。 社会保険：地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、共済組合、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。 健康診断：常勤職員に準じて実施します。 公務災害：対象となります。
応募方法／募集期限／選考方法等	・ 現在募集を行っている東京都教育相談センター会計年度任用職員(教育電話相談員)(令和7年9月1日付採用)の採用選考(以下「令和7年度9月選考」といいます。)への申込者のうち、欠員代替等登録を希望する者を対象とします。 ・ <u>登録を希望しない場合は、令和7年度9月選考申込書の「特記事項・自由意見」欄にその旨記載してください。</u> ・ 登録希望の有無は、令和7年度9月選考の可否に影響しません。 ・ 欠員代替等登録に際して、選考を実施します(令和7年度9月選考の中で登録の選考を併せて行います。) ・ 登録の選考の結果、東京都教育相談センターが適任と判断した者を登録者名簿に登録します。登録の可否は、令和7年度9月選考の結果と併せて通知します。 ・ なお、令和7年度9月選考に合格した者については、令和7年9月1日付けで採用されるため、名簿には登録しません。また、令和7年度9月選考の第一次選考不合格の場合には、登録の選考も不合格となります。
注意事項	・ 本募集は、令和7年度中に教育電話相談員に欠員等が生じた場合に、その代替職員として採用する候補者を選考により募集するものです。 ・ <u>実際の採用は不定期であり、登録されてもすぐに採用されるわけではありません。また、必ず採用されるとは限りません。</u> ・ 採用時は東京都教育相談センターから登録者へ個別に連絡します。 ・ 登録期間は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までであり、次年度も登録を希望する場合には、改めて選考に応募する必要があります。
応募・問合せ先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階 東京都教育相談センター 管理担当：水島 電話：03-3360-4172

注) 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。